

---

# 生活排水処理基本計画 概要版

---

令和6年2月

阿久根市・出水市・長島町  
北薩広域行政事務組合

## 1 本計画の位置付け

本計画は、長期的・総合的視点に立ち、阿久根市、出水市、長島町（2市1町）及び北薩広域行政事務組合の計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針となるものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、生活排水の排出の抑制及び生活排水の発生から最終処分に至るまでの、生活排水の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

## 2 基本方針

### 基本方針1：公共下水道事業及び農業・漁業集落排水処理事業などの集合処理の推進

公共下水道計画区域内の生活排水は、事業認可区域での早期整備を目指し、整備済みの区域については、接続（水洗化）を促すことで生活排水処理の向上を図ります。

農業・漁業集落排水処理施設については、整備済み地区の接続率を向上させるとともに、処理施設の適正な維持管理を行います。

また、地域状況等を十分勘案して、公共下水道事業計画及び農業・漁業集落排水処理事業を適宜検討していきます。

### 基本方針2：合併処理浄化槽設置の推進及び適正管理

公共下水道及び農業・漁業集落排水処理施設の整備区域以外の区域においては、合併処理浄化槽の設置整備推進により、生活排水処理率の向上を図ります。

また、浄化槽設置に対する補助として、構成市町で浄化槽設置を促す補助事業を継続的に実施し、合併処理浄化槽の設置を推進していきます。併せて、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換についても促進を図ります。

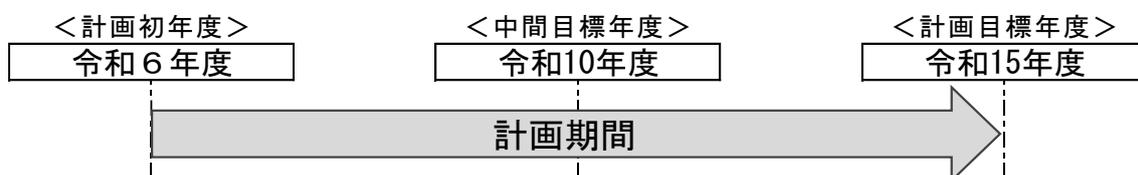
### 基本方針3：生活雑排水処理の推進

生活排水が未処理のまま放流される単独浄化槽設置世帯、し尿（汲取）世帯については、公共下水道や集落排水処理施設等の処理区域内であれば、それらの集合処理施設への早期接続を促し、それ以外の区域であれば、合併処理浄化槽への転換、設置等により、生活雑排水の適正処理を推進していきます。

## 3 計画目標年度

本計画は、中間目標年度を令和10年度、計画目標年度を令和15年度として策定します。

生活排水処理に関する諸条件（処理方針や社会情勢等）に大きな変動があった場合には、適宜見直しを行います。

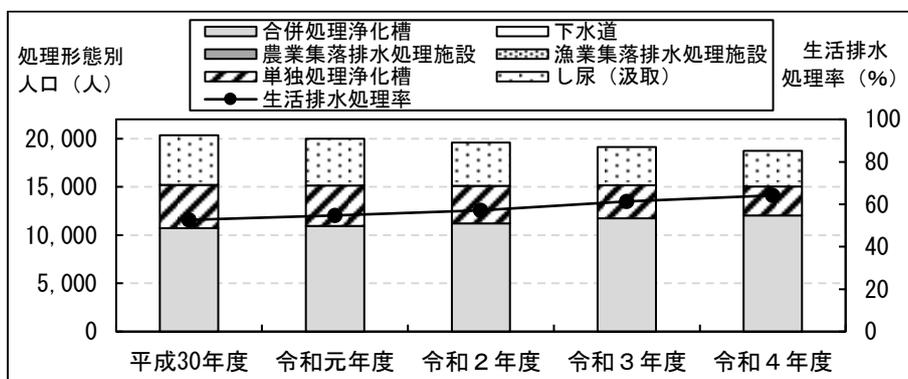


## 4 生活排水処理人口の状況

構成市町の平成30年度から令和4年度における生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率を次に示します。

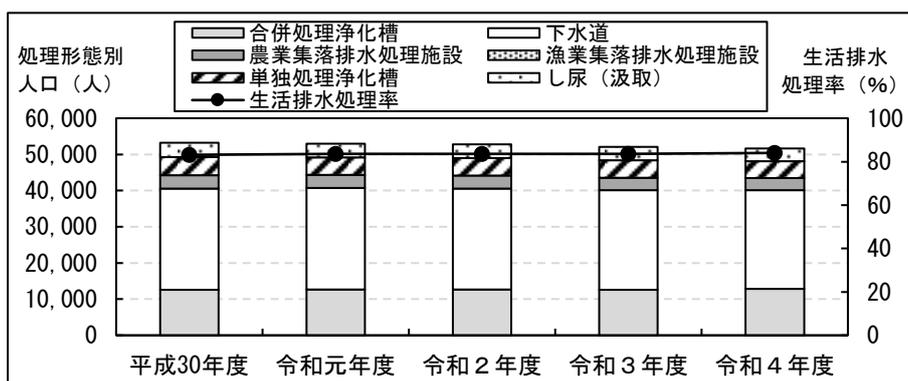
### ● 阿久根市

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画処理区域内人口 (人)	20,367	20,009	19,610	19,135	18,743
水洗化・生活雑排水処理人口	10,716	10,956	11,216	11,757	12,028
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	10,716	10,956	11,216	11,757	12,028
下水道	0	0	0	0	0
農業集落排水処理施設	0	0	0	0	0
漁業集落排水処理施設	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	4,481	4,204	3,898	3,426	3,012
非水洗化人口	5,170	4,849	4,496	3,952	3,703
し尿(汲取)人口	5,170	4,849	4,496	3,952	3,703
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	52.6	54.8	57.2	61.4	64.2



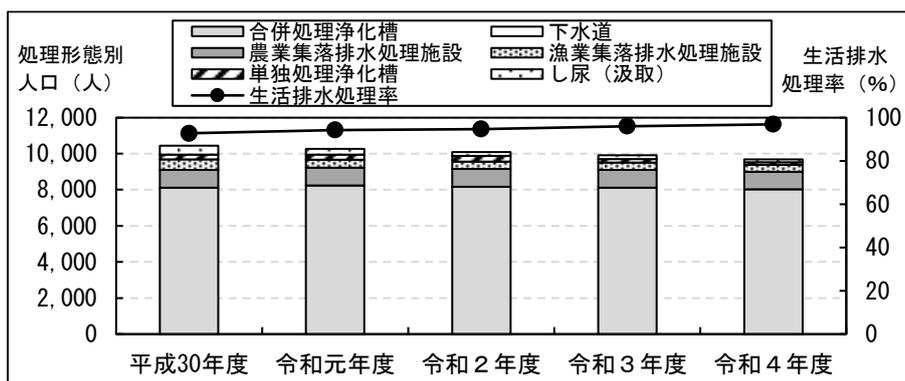
### ● 出水市

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画処理区域内人口 (人)	53,213	53,018	52,765	52,069	51,689
水洗化・生活雑排水処理人口	44,278	44,339	44,134	43,539	43,431
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	12,618	12,652	12,678	12,629	12,815
下水道	27,975	28,067	27,922	27,477	27,293
農業集落排水処理施設	3,685	3,620	3,534	3,433	3,323
漁業集落排水処理施設	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	5,036	4,892	4,869	4,819	4,678
非水洗化人口	3,899	3,787	3,762	3,711	3,580
し尿(汲取)人口	3,899	3,787	3,762	3,711	3,580
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	83.2	83.6	83.6	83.6	84.0



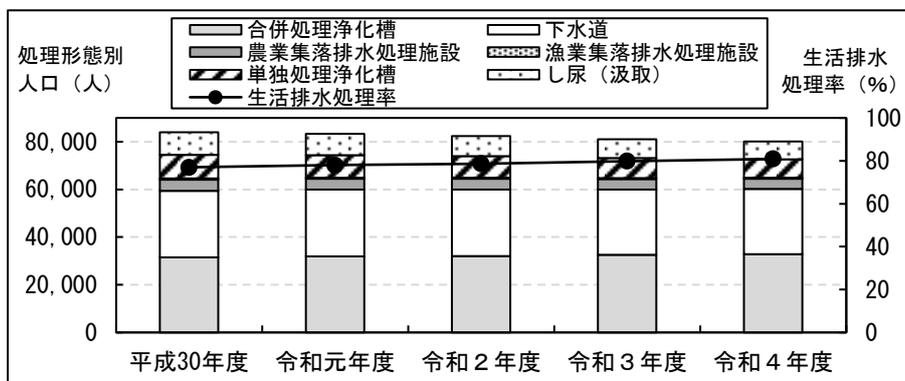
● 長島町

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画処理区域内人口 (人)	10,436	10,259	10,091	9,908	9,688
水洗化・生活雑排水処理人口	9,676	9,671	9,559	9,508	9,384
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	8,107	8,244	8,171	8,110	8,023
下水道	0	0	0	0	0
農業集落排水処理施設	998	990	982	989	966
漁業集落排水処理施設	571	437	406	409	395
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	276	276	320	187	137
非水洗化人口	484	312	212	213	167
し尿(汲取)人口	484	312	212	213	167
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	92.7	94.3	94.7	96.0	96.9



● 組合圏域

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画処理区域内人口 (人)	84,016	83,286	82,466	81,112	80,120
水洗化・生活雑排水処理人口	64,670	64,966	64,909	64,804	64,843
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	31,441	31,852	32,065	32,496	32,866
下水道	27,975	28,067	27,922	27,477	27,293
農業集落排水処理施設	4,683	4,610	4,516	4,422	4,289
漁業集落排水処理施設	571	437	406	409	395
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	9,793	9,372	9,087	8,432	7,827
非水洗化人口	9,553	8,948	8,470	7,876	7,450
し尿(汲取)人口	9,553	8,948	8,470	7,876	7,450
自家処理人口	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	77.0	78.0	78.7	79.9	80.9



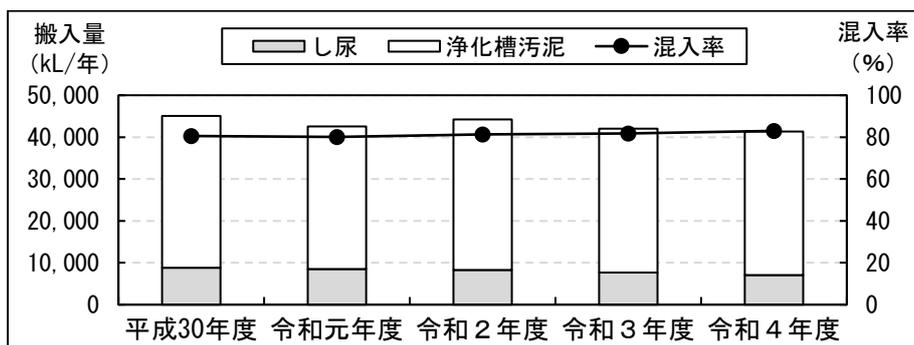
## 5 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の実績

し尿搬入量は、減少傾向にあり、令和4年度は7,056KL/年です。浄化槽汚泥搬入量は、増減しながら減少傾向にあり、令和4年度は34,310KL/年です。

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
搬入量	し尿 (kL/年)	8,807	8,445	8,284	7,682	7,056
	浄化槽汚泥 (kL/年)	36,246	34,094	35,930	34,321	34,310
	合計 (kL/年)	45,053	42,539	44,214	42,003	41,366
混入率 (%)		80.5	80.1	81.3	81.7	82.9
1日当たり	搬入量 (kL/日)	123	116	121	115	113
	搬入率 (%)	101.7	95.9	100.0	95.0	93.4

※ 浄化槽汚泥の混入率は、搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は、衛生センターの施設規模（121kL/日）に対する比率を示します。

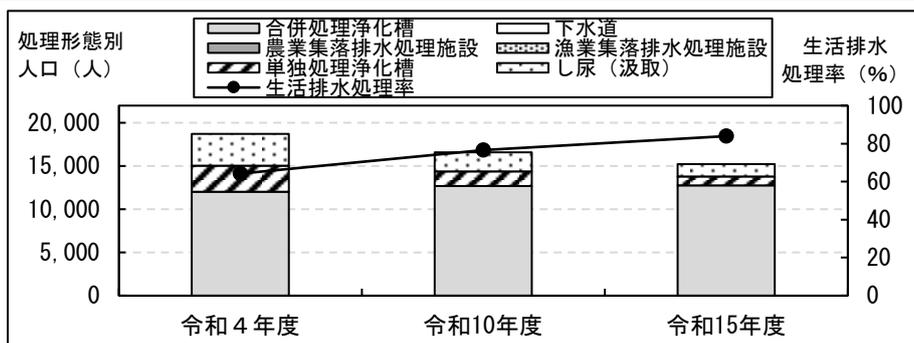


## 6 生活排水処理人口の予測

### ● 阿久根市

合併処理浄化槽処理人口は、令和15年度にかけて増加が見込まれる一方で、単独処理浄化槽処理人口及びし尿（汲取）人口は減少が見込まれています。生活排水処理率は増加が見込まれ、令和15年度では83.9%となっています。

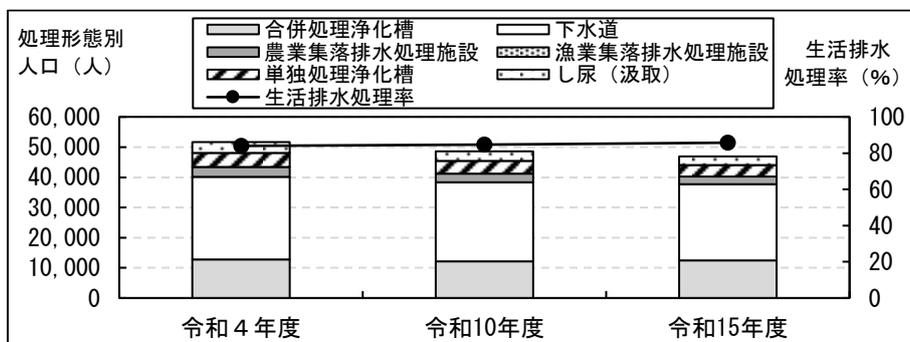
項目	基準年度	中間目標年度	目標年度
	令和4年度	令和10年度	令和15年度
計画処理区域内人口 (人)	18,743	16,586	15,210
水洗化・生活雑排水処理人口	12,028	12,703	12,766
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	12,028	12,703	12,766
下水道	0	0	0
農業集落排水処理施設	0	0	0
漁業集落排水処理施設	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	3,012	1,693	1,028
非水洗化人口	3,703	2,190	1,416
し尿（汲取）人口	3,703	2,190	1,416
自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0
生活排水処理率 (%)	64.2	76.6	83.9



● 出水市

合併処理浄化槽処理人口は、令和 10 年度にかけて減少の後、増加が見込まれます。下水道処理人口、農業集落排水処理施設処理人口、単独処理浄化槽処理人口、し尿（汲取）人口は、令和 15 年度にかけて減少が見込まれます。生活排水処理率は増加が見込まれ、令和 15 年度では 85.8%となっています。

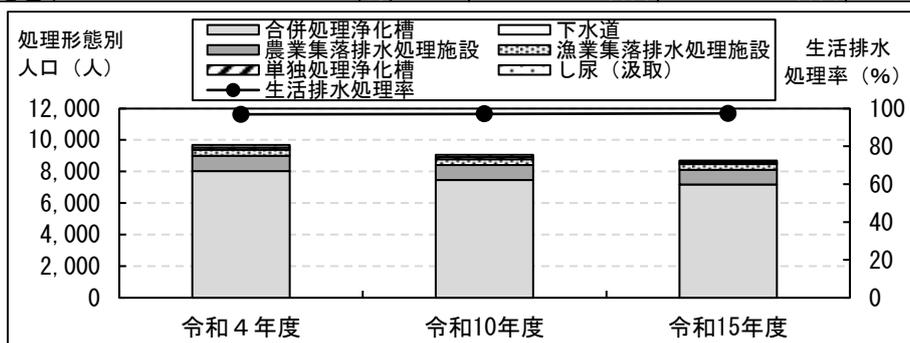
項目	基準年度	中間目標年度	目標年度
	令和 4 年度	令和10年度	令和15年度
計画処理区域内人口 (人)	51,689	48,658	46,912
水洗化・生活雑排水処理人口	43,431	41,253	40,259
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	12,815	12,175	12,438
下水道	27,293	26,221	25,312
農業集落排水処理施設	3,323	2,857	2,509
漁業集落排水処理施設	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	4,678	4,228	3,833
非水洗化人口	3,580	3,177	2,820
し尿（汲取）人口	3,580	3,177	2,820
自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0
生活排水処理率 (%)	84.0	84.8	85.8



● 長島町

合併処理浄化槽処理人口、農業集落排水処理施設処理人口、漁業集落排水処理施設処理人口、単独処理浄化槽処理人口、し尿（汲取）人口は、令和 15 年度にかけて減少が見込まれます。生活排水処理率は増加が見込まれ、令和 15 年度では 97.4%となっています。

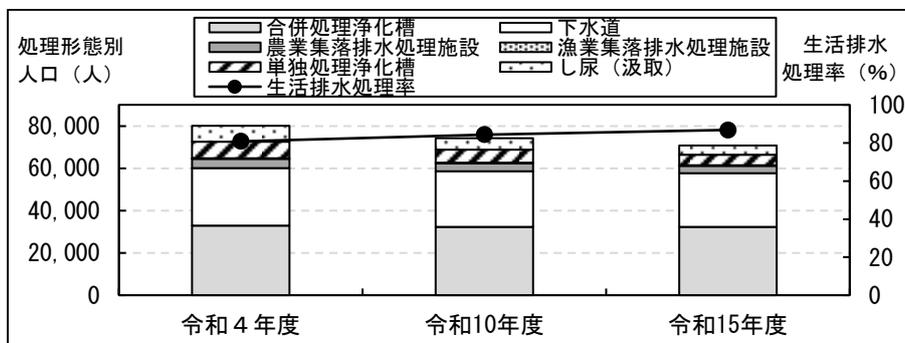
項目	基準年度	中間目標年度	目標年度
	令和 4 年度	令和10年度	令和15年度
計画処理区域内人口 (人)	9,688	9,050	8,700
水洗化・生活雑排水処理人口	9,384	8,784	8,474
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	8,023	7,470	7,181
下水道	0	0	0
農業集落排水処理施設	966	951	937
漁業集落排水処理施設	395	363	356
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	137	130	101
非水洗化人口	167	136	125
し尿（汲取）人口	167	136	125
自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0
生活排水処理率 (%)	96.9	97.1	97.4



● 組合圏域

合併処理浄化槽処理人口は減少の後、増加が見込まれます。下水道処理人口、農業集落排水処理施設処理人口、漁業集落排水処理施設処理人口、単独処理浄化槽処理人口、し尿（汲取）人口は、令和 15 年度にかけて減少が見込まれます。生活排水処理率は増加が見込まれ、令和 15 年度では 86.8%となっています。

項目	基準年度	中間目標年度	目標年度
	令和 4 年度	令和10年度	令和15年度
計画処理区域内人口 (人)	80,120	74,294	70,822
水洗化・生活雑排水処理人口	64,843	62,740	61,499
コミュニティ・プラント	0	0	0
合併処理浄化槽	32,866	32,348	32,385
下水道	27,293	26,221	25,312
農業集落排水処理施設	4,289	3,808	3,446
漁業集落排水処理施設	395	363	356
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	7,827	6,051	4,962
非水洗化人口	7,450	5,503	4,361
し尿（汲取）人口	7,450	5,503	4,361
自家処理人口	0	0	0
計画処理区域外人口 (人)	0	0	0
生活排水処理率 (%)	80.9	84.4	86.8



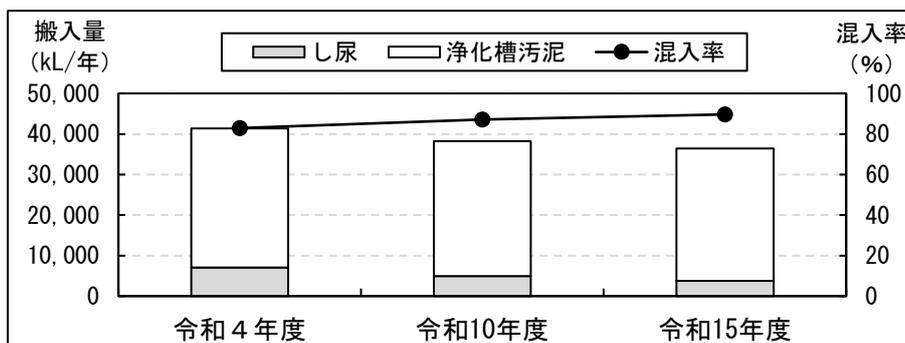
7 し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の予測

構成市町の基準年度（令和 4 年度）、中間目標年度（令和 10 年度）及び目標年度（令和 15 年度）におけるし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は減少すると予測されます。

項目	基準年度	中間目標年度	目標年度
	令和 4 年度	令和10年度	令和15年度
搬入量			
し尿 (kL/年)	7,056	4,929	3,786
浄化槽汚泥 (kL/年)	34,310	33,309	32,667
合計 (kL/年)	41,366	38,238	36,453
混入率 (%)	82.9	87.1	89.6
1日当たり搬入量			
搬入量 (kL/日)	113	105	100
搬入率 (%)	93.4	86.8	82.6

※ 浄化槽汚泥の混入率は、搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入割合を示します。

※ 搬入率は、衛生センターの施設規模（121kL/日）に対する比率を示します。



## 8 生活排水の適正処理に関する事項

生活排水の処理を適正かつ迅速に進めていく広報・啓発活動は次のとおりです。

生活雑排水対策	公共用水域の水質汚濁の主な原因となっている生活雑排水について、各家庭に汚濁負荷要因となるものを排水口等に流さないように周知、啓発します。
浄化槽の適正な維持管理	浄化槽の維持管理は浄化槽管理者（浄化槽の設置者＝家主、事業主）の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務付けられているため、県や構成市町において浄化槽管理者等に対し、適正な保守点検、清掃の実施、定期検査の受検などの重要性を理解、浸透させます。
公共下水道等の集合処理施設への早期接続	公共下水道及び農業・漁業集落排水処理施設の整備区域内の住宅については、構成市町の関係部局と整合を図りつつ、早期の接続を促し、水洗化率の向上を図ります。
単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換	単独処理浄化槽が設置されている家屋については、浄化槽の老朽化や改築などの際には、合併処理浄化槽に転換するように啓発を行います。